

山梨県規則第三十八号

山梨県母体保護法施行細則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県母体保護法施行細則

山梨県受胎調節認定講習等に関する規則（昭和二十七年山梨県規則第四十四号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号。以下「法」という。）（母体保護法施行令（昭和二十四年政令第十六号。以下「政令」という。）及び母体保護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第三十二号。以下「省令」という。））に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（講習の実施の報告）

第二条 法第十五条第二項の規定による講習を実施した者は、講習実施期間、科目別実施時間数、講習終了者の住所及び氏名等を知事に報告しなければならない。

（申請書等）

第三条 次の各号に掲げる申請等は、それぞれ当該各号に定める様式により行わなければならない。

一 政令第一条第二項の規定による標識の交付の申請 受胎調節実地指導員標識交付申請書（第一号様式）

二 省令第十二条の規定による指定証の訂正の申請 受胎調節実地指導員指定証訂正申請書（第二号様式）

三 省令第十三条第一項の規定による住所の変更の届出 受胎調節実地指導員住所変更届（第三号様式）

四 省令第十四条第一項の規定による指定証の再交付の申請及び同条第二項の規定による標識の再交付の申請 受胎調節実地指導員指定証（標識）再交付申請書（第四号様式）

五 省令第十四条第三項の規定による指定証又は標識の提出 受胎調節実地指導員指定証（標識）返納書（第五号様式）

六 省令第十五条第一項の規定による指定の取消しの申請 受胎調節実地指導員指定取消申請書（第六号様式）

七 省令第十五条第二項の規定による死亡又は失そその届出 受胎調節実地指導員死亡（失そ）届

八 省令第十六条の規定による講習の認定の申請 受胎調節実地指導員認定講習申請

書（第八号様式）

九 省令第十八条の規定による認定された講習事項の変更の届出 受胎調節実地指導員認定講習事項変更届（第九号様式）

十 前条の規定による講習の実施の報告 受胎調節実地指導員認定講習実施報告書（第十号様式）

（書類の經由）

第四条 政令又はこの規則により知事に提出する書類は、住所地又は講習の実施地を所管する保健所長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏 名

印

受胎調節実地指導員標識交付申請書

次のとおり母体保護法施行令第1条第2項の規定により標識の交付を申請します。

1 助産師、保健師及び看護師の別

2 指定証交付年月日及び番号

年 月 日

第 号

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏 名

印

受胎調節実地指導員指定証訂正申請書

次のとおり受胎調節実地指導員指定証の記載事項を変更したので、母体保護法施行規則第12条の規定により指定証の訂正を申請します。

- 1 新本籍(都道府県名)
- 2 旧本籍(都道府県名)
- 3 新氏名
- 4 旧氏名
- 5 変更年月日

年 月 日

注 指定証及び戸籍抄本を添付すること。

年 月 日

山梨県知事

殿

住 所

氏 名

印

受胎調節実地指導員住所変更届

次のとおり住所を変更したので、母体保護法施行規則第13条第1項の規定により届け出ます。

1 旧住所

2 新住所

3 指定証番号

第 号

4 指定年月日

年 月 日

注 異動後の住民票を添付すること。

第4号様式(第3条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏 名 印

年 月 日生

受胎調節実地指導員指定証(標識)再交付申請書

次のとおり指定証(標識)を損傷(亡失)したので、母体保護法施行規則第14条第1項(第2項)の規定により再交付を申請します。

1 指定証番号

第 号

2 指定年月日

年 月 日

3 損傷又は亡失した理由及び年月日

注 損傷した場合は、その指定証又は標識を添付すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏 名

印

受胎調節実地指導員指定証(標識)返納書

次のとおり亡失した指定証(標識)を発見したので、母体保護法施行規則第14条第3項の規定により返納します。

1 指定証番号

第 号

2 亡失した年月日

年 月 日

3 発見した年月日

年 月 日

注 発見した指定証又は標識を添付すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏 名

印

受胎調節実地指導員指定取消申請書

次のとおり指定の取消しを受けたいので、母体保護法施行規則第15条第1項の規定により、指定証を添えて、申請します。

1 指定証番号

第 号

2 指定年月日

年 月 日

3 取消申請の理由

注 標識の交付を受けている場合は、標識も添付すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

届出義務者
住 所

氏 名

印

本人との続柄

受胎調節実地指導員死亡(失そう)届

次のとおり受胎調節実地指導員が死亡(失そう)したので、母体保護法施行規則第15条第2項の規定により、指定証を添えて、届け出ます。

1 指定証番号

第 号

2 指定年月日

年 月 日

3 本籍(都道府県名)

4 住 所

5 氏 名

6 死亡又は失そう年月日

注 標識の交付を受けている場合は、標識も添付すること。

第8号様式(第3条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名
印
(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

受胎調節実地指導員認定講習申請書

次のとおり母体保護法第15条第2項に規定する認定講習を実施したいので、同法施行規則第16条の規定により申請します。

- 1 実施者の住所、氏名及び履歴
(実施者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の住所及び氏名並びに定款又は寄附行為)
- 2 講習の名称
- 3 実施の場所
- 4 使用施設の概要
- 5 期間及び日程
- 6 受講者の資格及び定員
- 7 各授業科目の時間数
- 8 講師の氏名、履歴及び担当科目
- 9 教授用及び実習用の器具、模型その他の教材の目録
- 10 成績審査の方法
- 11 経理に関する事項

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

〔法人にあつては、事務所の所
在地、名称及び代表者氏名〕

印

受胎調節実地指導員認定講習事項変更届

次のとおり 年 月 日に認定された講習事項を変更したので、母
体保護法施行規則第18条の規定により届け出ます。

- 1 講習の名称
- 2 変更した事項

第10号様式(第3条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

(法人にあつては、事務所の所
在地、名称及び代表者氏名)

印

受胎調節実地指導員認定講習実施報告書

次のとおり認定された講習を終了したので、報告します。

- 1 講習実施期間
- 2 科目別実施時間数

注 講習終了者の住所、氏名、成績表の一覧を添付すること。

山梨県規則第三十九号

山梨県砂防指定地管理条例施行規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県砂防指定地管理条例(平成十五年山梨県条例第七号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(砂防指定地内における許可を要しない軽易な行為)

第二条 条例第二条ただし書の規則で定める軽易な行為は、次に掲げるものとする。

- 一 護岸の法肩から五メートル以上離れた区域における次に掲げる行為
- イ 深さ二メートル以上の掘削その他これに類する土地の形状を変更する行為を伴わない施設又は工作物の新築、改築又は除却
- ロ 電柱の設置又は除却

二 条例第二条の許可を受けた造成事業が完了した土地の区域において、その土地利用の目的の範囲内で行う施設又は工作物の新築、改築又は除却(再度の造成を伴う場合を除く。)

三 面積が千平方メートル未満の区域における竹木の間伐又は択伐及び当該竹木の運搬

四 土地の形状を変更しない道路の維持修繕

五 耕耘

(許可の申請)

第三条 条例第四条の規定による申請は、砂防指定地内行為許可申請書(第一号様式)に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- 一 縮尺五万分の一以上の位置図
 - 二 利害関係人のある場合には、その承諾書
 - 三 その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の申請のうち条例第二条第二号の行為に係るものについては、同項に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 縮尺千分の一以上の平面図

二 縮尺横千分の一以上、縦二百分の一以上の縦断面図

三 縮尺二百分の一以上の横断面図

四 知事が必要と認める場合には、防災及び環境の対策の概要を記載した書類

3 第一項の申請のうち条例第二条第一号及び第四号の行為に係るものについては、前

二項に定める書類のほか、施設又は工作物の設計図を添付しなければならない。

4 条例第四条第六号の規則で定める事項は、申請に係る行為をしようとする土地の地目及び面積とする。

(権原に基づく場合の特例の届出)

第四条 条例第五条第二項の規定による届出は、砂防指定地内行為届(第二号様式)に、行為箇所の位置図を添付して行うものとする。

(標識の掲示)

第五条 条例第六条の規定による標識の掲示は、砂防指定地内行為許可標識(第三号様式)によるものとする。

(変更許可の申請等)

第六条 条例第七条第一項の規定による申請は、砂防指定地内行為変更許可申請書(第四号様式)に、当該変更に係る図面その他必要な書類を添付して行うものとする。

2 条例第七条第一項ただし書の軽微な変更は、地形、地質等の変化による面積の変更で、面積の増減が一割未満のものとする。

3 条例第七条第二項の規定による届出は、砂防指定地内行為許可変更届(第五号様式)によるものとする。

(許可に基づく地位の承継の届出)

第七条 条例第九条第二項の規定による届出は、砂防指定地内行為の地位承継届(第六号様式)に、地位を承継したことを証する書類を添付して行うものとする。

(許可行為の完了又は廃止の届出)

第八条 条例第十条第一項の規定による届出は、砂防指定地内行為完了届(第七号様式)によるものとする。

2 条例第十条第二項の規定による届出は、砂防指定地内行為廃止届(第八号様式)によるものとする。

(砂防設備の占用)

第九条 条例第十一条第四項において準用する条例第四条の規定による申請は、砂防設備占用許可申請書(第九号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

- 一 縮尺五万分の一以上の位置図
- 二 縮尺千分の一以上の平面図
- 三 丈量図及び面積計算書
- 四 利害関係人のある場合には、その承諾書
- 五 その他知事が必要と認める書類

2 条例第十一条第四項において準用する条例第四条第六号の規則で定める事項は、申

請に係る占用しようとする土地の面積とする。

3 条例第十一条第四項において準用する条例第五条第二項の規定による届出は、砂防設備占用届（第十号様式）に、占用箇所的位置図を添付して行うものとする。

4 条例第十一条第四項において準用する条例第六条の規定による標識の掲示は、砂防設備占用許可標識（第十一号様式）によるものとする。

5 条例第十一条第四項において準用する条例第七条第一項の規定による申請は、砂防設備占用変更許可申請書（第十二号様式）に、当該変更に係る図面その他必要な書類を添付して行うものとする。

6 条例第十一条第四項において準用する条例第七条第二項の規定による届出は、砂防設備占用許可変更届（第十三号様式）によるものとする。

7 条例第十一条第四項において準用する条例第九条第二項の規定による届出は、砂防設備占用許可の地位承継届（第十四号様式）に、地位を承継したことを証する書類を添付して行うものとする。

8 条例第十一条第四項において準用する条例第十条第二項の規定による届出は、砂防設備占用許可廃止届（第十五号様式）によるものとする。

9 条例第十一条第三項の規定による申請は、砂防設備占用許可更新申請書（第十六号様式）によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

(山梨県砂防指定地管理規則の廃止)

2 山梨県砂防指定地管理規則（昭和四十一年山梨県規則第十四号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

砂防指定地内行為許可申請書

砂防指定地内において次の行為をしたいので、山梨県砂防指定地管理条例第4条の規定により申請します。

- 1 行為の目的

- 2 行為の場所

- 3 行為の内容及び規模

- 4 行為の期間

- 5 土地の地目及び面積

第2号様式(第4条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

砂防指定地内行為届

砂防指定地内において、次の行為をしているので、山梨県砂防指定地管理条例第5条第2項の規定により届け出ます。

- 1 行為の目的
- 2 行為の場所
- 3 行為の内容及び規模
- 4 行為の期間
- 5 土地の面積
- 6 権原の内容

注 行為箇所の位置図を添付すること。

60センチメートル

砂防指定地内行為許可標識

許可の年月日及び番号
年 月 日 山梨県指令砂 第 号

許可の概要

許可の期間 年 月 日から
年 月 日まで

許可を受けた者 住所
氏名

40センチメートル

第4号様式(第6条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所 氏名 印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

砂防指定地内行為変更許可申請書

年 月 日付け山梨県指令砂 第 号をもって許可のあつた砂防指定地内の行為について、次のとおり変更したいので、山梨県砂防指定地管理条例第7条第1項の規定により申請します。

1 変更の内容

	変 更 前	変 更 後
行為の内容及び規模		
行為の期間		

2 変更の理由

3 行為の目的

4 行為の場所

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

砂防指定地内行為許可変更届

年 月 日付け山梨県指令砂 第 号をもって許可のあつた砂防指定地内の行為について、次のとおり変更したので、山梨県砂防指定地管理条例第7条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

砂防指定地内行為の地位承継届

年 月 日付け山梨県指令砂 第 号をもって許可のあつた砂防指定地内の行為について、次の理由により地位を承継したので、山梨県砂防指定地管理条例第9条第2項の規定により届け出ます。

承継の理由

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

砂防指定地内行為完了届

年 月 日付け山梨県指令砂 第 号をもって許可のあつた砂防指定地内の行為が次のとおり完了したので、山梨県砂防指定地管理条例第10条第1項の規定により届け出ます。

完了年月日 年 月 日

第8号様式(第8条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

砂防指定地内行為廃止届

年 月 日付け山梨県指令砂 第 号をもって許可のあつた砂防指定地内の行為について、次のとおり廃止するので、山梨県砂防指定地管理条例第10条第2項の規定により届け出ます。

1 廃止の理由

2 廃止年月日 年 月 日

年 月 日

山梨県知事

殿

住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

砂防設備占有許可申請書

砂防設備を次のとおり占有したいので、山梨県砂防指定地管理条例第11条第1項の規定により申請します。

- 1 占有の目的
- 2 占有の場所
- 3 占有の内容及び規模
- 4 占有の期間
- 5 土地の面積

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

砂防設備占用届

砂防指定地内において、次の占用をしているので、山梨県砂防指定地管理条例第11条
第4項において準用する同条例第5条第2項の規定により届け出ます。

- 1 占用の目的
- 2 占用の場所
- 3 占用の内容及び規模
- 4 占用の期間
- 5 土地の面積
- 6 権原の内容

注 占用箇所の位置図を添付すること。

60センチメートル	
砂防設備占用許可標識	
許可の年月日及び番号	
年 月 日	山梨県指令砂 第 号
許可の概要	
許可の期間	
年 月 日から	年 月 日まで
許可を受けた者	住所
	氏名

40センチメートル

第12号様式(第9条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

砂防設備占有変更許可申請書

年 月 日付け山梨県指令砂 第 号をもって許可のあつた砂防設備の占有について、次のとおり変更したいので、山梨県砂防指定地管理条例第11条第4項において準用する同条例第7条第1項の規定により申請します。

1 変更の内容

	変 更 前	変 更 後
占有の内容及び規模		
占有の期間		

2 変更の理由

3 占有の目的

4 占有の場所

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

砂防設備占用許可変更届

年 月 日付け山梨県指令砂 第 号をもって許可のあつた砂防設備の占
用について、次のとおり変更したので、山梨県砂防指定地管理条例第11条第4項におい
て準用する同条例第7条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

砂防設備占用許可の地位承継届

年 月 日付け山梨県指令砂 第 号をもって許可のあつた砂防設備の占
用について、次の理由により地位を承継したので、山梨県砂防指定地管理条例第11条第
4項において準用する同条例第9条第2項の規定により届け出ます。

承継の理由

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

砂防設備占用許可廃止届

年 月 日付け山梨県指令砂 第 号をもって許可のあつた砂防設備の占
用について、次の理由により廃止するので、山梨県砂防指定地管理条例第11条第4項に
おいて準用する同条例第10条第2項の規定により届け出ます。

1 廃止の理由

2 廃止年月日 年 月 日

第16号様式(第9条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所 氏名 印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

砂防設備占用許可更新申請書

年 月 日付け山梨県指令砂 第 号をもって許可のあつた砂防設備の占用について、次のとおり許可の更新を受けたいので、山梨県砂防指定地管理条例第11条第3項の規定により申請します。

- 1 更新前の許可期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 2 更新後の許可期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 3 更新の理由

山梨県規則第四十号

県職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

県職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則

県職員の仕事の設置に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表本庁に置かれる職の欄中「及び技師」を、「技師、政務理事」に改め、「、全国ポランティアフェスティバル推進監」を削り、「花き振興監」の下に、「、総括技術審査監、保健監、廃棄物対策推進監、職業能力開発監」を加え、同表出先機関に置かれる職の欄中「環境保全幹」の下に、「、工事施工管理幹、食肉検査指導幹」を、「、歯科技工士」の下に、「、歯科衛生士長」を加える。

第二条第一項中「、歯科技工士」の下に、「、歯科衛生士長」を加える。

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県規則第四十一号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十六年山梨県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項各号を次のように改める。

- 一 あげばの医療福祉センターに勤務し、重症心身障害児の看護に直接従事することを本務とする看護師又は准看護師を補助することを常例とする技能労務職員
- 二 あげばの医療福祉センターに勤務し、肢体不自由児の看護及び生活支援に直接従事することを本務とする看護師又は准看護師を補助することを常例とする技能労務職員
- 三 あげばの医療福祉センター又は育精福祉センターに勤務し、介護職員としての職務に従事する技能労務職員

- 四 中央病院に勤務する技能労務職員のうち、結核病棟に勤務する者並びに検体検査科、生理検査科、病理検査科及び輸血管理科において結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを主たる職務とする者

- 五 北病院に勤務し、精神病患者の看護に直接従事する看護師又は准看護師を補助することを常例とする技能労務職員
- 六 衛生公害研究所に勤務し、結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを主たる職務とする技能労務職員

七 保健所、中央児童相談所、甲陽学園、あげばの医療福祉センター、育精福祉センター、中央病院、北病院、衛生監視指導センター及び食肉衛生検査所に勤務する技能労務職員のうち、前各号に定める者以外の者で知事が必要と認める者

第七条第一項中第八号を削り、第九号を第八号とし、同項第十号中「特殊自動車運轉作業手当」を「特殊自動車運轉等作業手当」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第十一号を第十号とし、第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号から第十六号までを二号ずつ繰り上げ、第十七号及び第十八号を削り、第十九号を第十五号とし、第二十号を削り、第二十一号を第十六号とし、同条第二項の表欄検定作業手当の項を削る。

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県規則第四十二号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則（昭和四十二年山梨県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二号中「、企業主幹」を削る。

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県規則第四十三号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則（昭和四十三年山梨県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項の表中「福祉保健総務課―監査指導室」を「私学文書課―新県立大福祉保健総務課―監査指導室」に改める。

第七条の第三第二項中「前項の課」を「第一項の課及び前項の食品安全推進室」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の課のうち、県民生活課に食品安全推進室を置く。

第十八条第一項中「児童相談所」の下に「障害者相談所」を、「計量検定所」の下に「工業技術センター」を加え、同条第十五項を第十六項とし、第九項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の一項を加える。

9 衛生公害研究所に副所長を置く。

別表第一の二の表森林環境部の部大気水質保全課の項第四号中「防止」を「対策」に改め、同項に次の一号を加える。

十二 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関すること。

別表第一の二の表森林環境部の部みどり自然課の項第八号中「狩猟」の下に「の適正化」を加える。

別表第一の二の表農政部の部果樹園芸課の項中「果樹園芸課」を「果樹食品流通課」に改め、同項第九号中「及び青果物規格審議会」を削る。

別表第一の四の表青少年課の項第九号中「勤労青年センター及び青少年会館」を「青少年センター」に改める。

別表第一の五の表中

監査指導室	社会福祉事業団体及び社会福祉施設
食品安全推進室	食品安全行政の推進に関する
新県立大学設置準備室	県立学校の設置に関すること
監査指導室	社会福祉事業団体及び社会福

の監査に関すること。

を

に改める。

社施設の監査に関すること。

別表第三の一の表山梨県峡中地域振興局の項中「中巨摩郡芦安村」を「南アルプス市」に、「河川砂防課」を「河川砂防管理課」に改める。

別表第三の一の表山梨県東地域振興局の項中「建設課」を「建設第一課」に、「笹吹川沿岸土地改良課」を「建設第二課」に、「用地管理課」を「用地課」に、「河川砂防課」を「河川砂防管理課」に改める。

別表第三の一の表山梨県峡南地域振興局の項、山梨県峡北地域振興局の項及び山梨県富士北麓・東部地域振興局の項中「用地管理課」を「用地課」に、「河川砂防課」を「河川砂防管理課」に改める。

別表第三の二の表山梨県峡中地域振興局の項中「中巨摩郡檜形町」を「南アルプス市」に改める。

別表第四企画振興部の項中第四十二号を削り、第四十三号を第四十二号とし、第四十四号から第六十号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第四林務環境部 大月林務環境部 吉田林務環境部の項第十四号中「狩猟」の下に「の適正化」を加える。

別表第四農務部の項第十五号中「規格外出荷及び規格検査」を「の指導」に改める。

別表第五総合県税事務所の項中「特別徴収第二課」を「特別徴収第三課」に改める。特別徴収第四課

別表第五小笠原保健所の項中「中巨摩郡檜形町」を「南アルプス市」に改める。

別表第五育精福祉センターの項中「児童一寮指導課」を「児童一寮支援課」に、「児童二寮指導課」を「児童二寮支援課」に、「成人一寮指導課」を「成人一寮支援課」に、「成人二寮指導課」を「成人二寮支援課」に、「訓練指導課」を「自立支援課」に、「中巨摩郡白根町」を「南アルプス市」に改める。

別表第六あけぼの医療福祉センターの項中「成人指導課」を「成人支援課」に、「児童指導課」を「児童支援課」に改める。

別表第六北病院の項中「社会療法科」を「社会生活支援科」に改める。

別表第八東京事務所の項を次のように改める。

東京事務所	各省庁との事務連絡に関すること。
-------	------------------

別表第八障害者相談所の項第一号から第三号までを次のように改める。

一 知的障害者更生援護施設の利用の調整等に係る市町村相互間の連絡調整及び市町

村に対する援助に關すること。

二 知的障害者に關する相談及び指導に關すること（特に専門的な知識及び技術を必要とするものに限る。）。

三 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に關すること。

別表第八障害者相談所の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 身体障害者更生援護施設の利用の調整等に係る市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する援助に關すること。

別表第八あけぼの医療福祉センターの項第二号中「収容」を「入所」に改め、「治療」の下に、「又は指導」を加え、同項に次の一号を加える。

四 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童の入所保護並びに治療及び日常生活の指導に關すること。

別表第八育精福祉センターの項第二号中「及び更生指導」を「並びに更生指導及び訓練」に改める。

別表第八家畜衛生保健所の項中「家畜衛生保健所」を「家畜保健衛生所」に改める。別表第八病虫害防除所の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 農薬の取締りに關すること。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令されない者は、それぞれ同表の下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

果樹園芸課	果樹食品流通課
峡中地域振興局建設部河川砂防課	峡中地域振興局建設部河川砂防管理課
峡東地域振興局農務部建設課	峡東地域振興局農務部建設第一課
峡東地域振興局農務部笛吹川沿岸土地改良課	峡東地域振興局農務部建設第二課
峡東地域振興局塩山建設部用地管理課	峡東地域振興局塩山建設部用地課
峡東地域振興局塩山建設部河川砂防課	峡東地域振興局塩山建設部河川砂防管理課

峡東地域振興局石和建設部用地管理課	峡東地域振興局石和建設部用地課
峡東地域振興局石和建設部河川砂防課	峡東地域振興局石和建設部河川砂防管理課
峡南地域振興局市川建設部用地管理課	峡南地域振興局市川建設部用地課
峡南地域振興局市川建設部河川砂防課	峡南地域振興局市川建設部河川砂防管理課
峡南地域振興局身延建設部用地管理課	峡南地域振興局身延建設部用地課
峡南地域振興局身延建設部河川砂防課	峡南地域振興局身延建設部河川砂防管理課
峡北地域振興局建設部用地管理課	峡北地域振興局建設部用地課
峡北地域振興局建設部河川砂防課	峡北地域振興局建設部河川砂防管理課
富士北麓・東部地域振興局都留建設部用地管理課	富士北麓・東部地域振興局都留建設部用地砂防管理課
富士北麓・東部地域振興局都留建設部河川砂防課	富士北麓・東部地域振興局都留建設部河川砂防管理課
富士北麓・東部地域振興局大月建設部用地管理課	富士北麓・東部地域振興局大月建設部用地砂防管理課
富士北麓・東部地域振興局大月建設部河川砂防課	富士北麓・東部地域振興局大月建設部河川砂防管理課
育精福祉センター児童一寮指導課	育精福祉センター児童一寮支援課
育精福祉センター児童二寮指導課	育精福祉センター児童二寮支援課
育精福祉センター成人一寮指導課	育精福祉センター成人一寮支援課
育精福祉センター成人二寮指導課	育精福祉センター成人二寮支援課
育精福祉センター訓練指導課	育精福祉センター自立支援課
あけぼの医療福祉センター成人指導課	あけぼの医療福祉センター成人支援課
あけぼの医療福祉センター児童指導課	あけぼの医療福祉センター児童支援課

山梨県規則第四十四号

山梨県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県事務委任規則の一部を改正する規則

山梨県事務委任規則（昭和四十三年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げ、第二十四号の前に次の一号を加える。

二十三 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）に関する次のこと。

イ 第三条第三項の規定による報告及び報告の内容の是正の命令

ロ 第四条第一項の規定による報告の命令

ハ 第五条第一項の規定による指定区域の指定

ニ 第五条第四項の規定による指定区域の指定の解除

ホ 第七条第一項及び第二項の規定による汚染の除去等の措置の命令

ヘ 第九条第四項の規定による計画変更の命令

第四条第一号中イを削り、ロをイとし、ハから又までをロからりまでとする。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の

一条を加える。

（障害者相談所長への委任）

第五条 障害者相談所長に次の事務を委任する。

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十一条第一項第一号の規定による業務（同法第十五条の四第一項の規定によるあつせん、調整又は要請に係るものに限る。）に関するもの。

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県規則第四十五号

山梨県市町村振興資金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県市町村振興資金条例施行規則の一部を改正する規則
山梨県市町村振興資金条例施行規則（昭和三十八年山梨県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「事業計画書（第二号様式）」を「次に掲げる書類」に改め、同条に次の三号を加える。

一 事業計画書（第二号様式）

二 事業の設計書又はこれに代わる概要書

三 事業の施行箇所等を明確に図示した地図

第七条中「次の各号に」を「次に」に改め、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 完成検査調査書又はこれに代わる書類

第二号様式を次のように改める。